

事 務 連 絡

平成23年6月30日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長補佐（医療福祉担当）

労災診療費審査点検等事務取扱手引における診療費請求書等の
入力締切日等について（試行）

労災診療費審査点検等事務取扱手引については、平成23年6月30日付け基発
0630第2号労働基準局長通達により都道府県労働局長あて通知されたところですが、当面の診療費請求書等の入力締切日等について下記のとおり通知します。

なお、本取扱いについては、労災診療費の審査点検業務が、本年7月以降12月までの間に、順次労働局に集約化される中で、試行的に実施するものであり、本年12月に全ての労働局において集約化が行われた以降の取扱については、本試行結果を踏まえて実施されるものであることを留意願います。

記

1 II 診療費請求書等受付業務－5 審査前入力及び受付簿の作成処理－（6）

診療費請求書等の受付入力締切日は、毎月の提出締切日である10日（閉庁日の場合は先送り。）から3開庁日とする。

（例：提出締切日10日（月）→ 受付入力締切日13日（木））

2 Ⅲ審査点検業務－4 変更時の情報提供

援護事業契約医療機関の診療費請求において、入力内容の変更により、労災診療被災労働者援護事業者である(財)労災保険情報センター（以下「RIC」という。）に対して情報提供を行うものは以下のとおりとする。

以下の条件により、情報提供を必要とする事案は、入力内容の変更が行われたもののうち2割程度と見込まれており、残る8割については、RICにて受付入力と審査後入力の情報から突合を行うこととしていることを申し添える。

(1) 対象医療機関

援護事業契約医療機関

(2) 対象となる変更事項

以下のいずれかに該当するもの。

ア 労働者災害補償保険診療費請求書（以下「診療費請求書」という。）の「①指定病院等の番号」を変更したもの。

イ 診療費請求内訳書（以下「レセプト」という。）の「④労働保険番号／年金証書の番号」、「⑥生年月日」、「⑦傷病年月日」、「⑩療養期間」の4項目のうち2項目以上変更したもの。

ウ 傷病（補償）年金受給者に関する請求事案で、短期レセプト（帳票種別 34702等）で請求されたため、レセプトの「④労働保険番号」を「年金証書の番号」に変更したもの。

エ 追給するもの（平成23年5月6日付け労災保険業務課長補佐事務連絡に示す支払データ確定後の支払額修正により生じた追給を含む。）。

(3) 情報提供方法

ア 事前情報提供（集約月の翌月からの取扱い）

原則として、毎月の中間払いのデータ締切日の7日前の日（以下「事前情報締切日」という。）までに審査後入力を行った分について、各局の状況を踏まえ、以下のいずれかにより情報提供を行うこと。

（事前情報締切日は、8月は1日、9月は5日となる。休日等で7日前が閉庁日等の場合は、別途に締切日を設定することとし、その都度、通知する。）

なお、本取扱いについては、集約月の翌月からの取扱いとする。

（ア）事前情報締切日の翌開庁日中に、別添1の「変更データ報告リスト（事

前提提供分)」に該当する診療費請求書及びレセプトの必要項目を入力の上、当班藤原[]までメールにて報告すること。

(イ) 事前情報締切日の翌開庁日中に、該当するレセプトについて、その診療費請求書とセットの状態で画像データ (PDF ファイル) (いずれも、受付入力と審査後入力の状況が解るように、見え消し等の状態となっているもの。) とし、当班藤原[]までメールにて報告すること。

(ウ) 事前情報締切日の翌開庁日中に、該当するレセプトについて、その診療費請求書とセットの状態 (いずれも、受付入力と審査後入力の状況が解るように、見え消し等の状態となっているもの。) で写しをとり、特定記録郵便により、各労働局から R I C (援護共済部援護事業課) あて送付すること。

R I C 住所 : 〒112-0004 文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 2 階

イ 確定情報提供

上記アで事前情報提供した以降、毎月の中間払いのデータ締切日 (以下「確定情報締切日」という。) までに審査後入力を行った分について、各局の状況を踏まえ、以下のいずれかにより情報提供を行うこと。

(ア) 確定情報締切日の翌開庁日中に、別添 1 の「変更データ報告リスト (確定提供分)」に該当する診療費請求書及びレセプトの必要項目を入力の上、当班藤原[]までメールにて報告すること。

(イ) 確定情報締切日の翌開庁日中に、該当するレセプトについて、その診療費請求書とセットの状態で画像データ (PDF ファイル) (いずれも、受付入力と審査後入力の状況が解るように、見え消し等の状態となっているもの。) とし、当班藤原[]までメールにて報告すること。

ウ 最終確認

上記ア、イにより確認ができなかったものについて、別途、R I C から各労働局に照会を行うことがあり得るので、この場合には、速やかに対応すること。

照会にあたっては、原則として、労働局の医療担当者に電話での照会を行うこととなる。なお、照会件数が多い場合にはリスト等での照会することとなるが、具体的な方法等については、個別にRICとの調整によること。

なお、照会は、原則として、審査後入力締切日の2開庁日以降に行われるので、これに対する回答は、審査後入力締切日の4開庁日までに行うこと。

3 担当者の登録

上記2-(3)ウのRICからの最終確認があった場合の局の担当者を、別添2の「労災診療被災労働者援護事業情報提供担当者名簿」により、労働局毎に集約月の8日(8日が閉庁日の場合は次の開庁日)までに、当課福祉係あて報告されたい。

なお、登録する担当者については、担当者1については、必ず正規職員とするが、担当者2については、労災診療費主任審査補助員でも構わないこととする。

4 その他

本事務連絡の取扱いは、局毎に集約化された時からとする。

労災診療費 変更(受付→審査後)データ報告リスト

(事前情報・決定情報の別をチェック1)

労働局番号	労働局名
-------	------

	変更区分	変更前(受付入力時データ)									変更後(審査後入力時データ)				
		請求書			内訳書						請求書	内訳書			
		①指定病院等の 番号	⑤・⑥ 請求年月	④内訳書 添付枚数	④労働保険番号 (年金証書番号)	⑥生年月日	⑦傷病年月日	⑩療養期間	⑪合計額		①指定病院等の 番号	④労働保険番号 (年金証書番号)	⑥生年月日	⑦傷病年月日	⑩療養期間
1								-						-	
2								-						-	
3								-						-	
4								-						-	
5								-						-	
6								-						-	
7								-						-	
8								-						-	
9								-						-	
10								-						-	
11								-						-	
12								-						-	
13								-						-	
14								-						-	
15								-						-	
16								-						-	
17								-						-	
18								-						-	
19								-						-	
20								-						-	
21								-						-	
22								-						-	
23								-						-	
24								-						-	
25								-						-	

労災診療被災労働者援護事業 情報提供担当者名簿

	官 職	氏 名	電話番号
担当者 1			
担当者 2			

労働局毎に集約月の 8 日 (8 日が閉庁日の場合は次の開庁日) までに、補償課福祉係 (FAX 03-3502-6488) あてに報告されたい。